

排水設備等確認申請書・工事に関する注意事項について

1 排水設備工事に伴う違反行為の状況について

(令和6年度)

	違反行為等	件数
1	確認申請の前に排水設備工事を施工したとき	4
合計違反件数		4

- ・令和6年度に加点処分を受けた指定工事店：3社
(うち指定効力の停止処分を受けた指定工事店：0社)
- ・違反行為の内容について

無届で排水設備工事を施工し、市からの指摘があるまで申請のないまま下水道を使用していた事案がありました(2社)。本件では、実際の工事完了日に遡って下水道使用料を徴収することになり、その使用料は施工した指定工事店が支払いました。申請を出さずに現場着工することは法令違反であり、設計が基準を満たさない場合は手直しを命ずる事もあります。申請書や完了届等の提出について、事務手続きの漏れがないよう注意してください。

法令等を遵守し、
適正な施工をお願いします



2 排水設備等確認申請書に関すること

- ① 申請書の記載事項は現地の状況をよく確認、調査した上で記載すること。
 - ・土地通過等の承認が必要ないか、土地所有者の確認を行って下さい。
 - ・計画の段階から建物の内部における排水器具の位置、個数をよく確認し、また、排水先の状況等を調べ、事前調査をしっかり行い接続もれが無いようにして下さい。
 - ・トラップについて、トラップ桝か器具トラップか明確に記入して下さい。
 - ・申請書の書き方は排水設備工事便覧を参照して下さい。
 - ・申請書等の提出書類は、コピー等の控えを申請者にも渡して下さい。
 - ・申請書・完了届出書の申請者及び使用者の印は、自署の場合は不要です。

- ② 工事着工の許可は、申請書の決裁後に書類が返還された時点であり、書類提出時ではないので、必ず窓口横の返却 BOX より書類を受け取ってから工事に取り掛かること。
- ・申請をしてから決裁がおきるまで、3 日程度かかります。(土日祝日を除く)
 - ・工事着手前に必ず申請書の指示事項の欄を確認してから工事に着手して下さい。
- ③ 次にあげるような工事に関しても必ず排水設備等確認申請書を提出すること。
- ・建物のリフォームに伴い内装や使用の用途が大幅に変更する場合
(特に飲食店等へ変更する場合は除害施設の届出が必要となります。また、店舗が変われば除害施設の申請者・使用者・事業所名が変わるため、除害施設変更届が必要となります。)
 - ・仮設トイレ等の排水を一時的に下水道へ放流する場合
 - ・申請書のほかに一時使用の届出が必要となります。
 - ・仮設の配管工事が終了したら、完了届を提出し、完了検査を受けて下さい。
 - ・新築住宅については、宅内の排水設備の配管を行う前には必ず申請して下さい。
やむを得ず申請が間に合わない時には、必ず水道サービス課に相談して下さい。
- ④ 排水設備工事が完了したら、その日から 5 日以内に完了届を提出すること。
- ・外構工事が終了していない場合でも、配管工事及び公共枡への接続が完了し、下水道を使用できる状態になったら、直ちに完了届の提出をお願いします。管底高及び地盤高が変わる場合は、外構工事終了後、差し替え図面を提出して下さい。
 - ・申請書に記入した完了予定日より工期が延びそうな場合は、状況連絡書を提出して下さい。
- ⑤ 完了届を提出する際に忘れずに報告書を提出すること。
報告書は、設計どおりに施工されているか、申請者の方に確認をしていただいたことを報告するものです。必ず、申請者に確認していただいた上で完了届と一緒に提出して下さい。
- ⑥ 給排水で同日検査を希望する場合は、完了届を給排水同時に提出すること。
(排水設備の検査は従来通り、火・木曜日です。)

3 工事に関すること

- ① 申請時の計画が途中で大幅に変更する場合は施工前に必ず当課に相談し、変更図面を提出すること。
- ② 既設管の使用について、使用を決める前に必ず既設管の状態を確認すること。
- ・管の現状及び今後の維持管理について、申請者に説明・相談した上で、確約書に署名捺印をいただいてから使用して下さい。
 - ・勾配不足や土被り不足等、基準を満たさない場合にはその旨確約書に記載して下さい。
- ③ 工事着工前に、必ず公共枡の状態を確認してから排水設備工事にとりかかること。

- ④ 第一杣の蓋は、沼津市の市章入り蓋を使用すること。
- ⑤ 配管工事終了後、重機の乗り入れがある場合は、養生等を徹底すること。
- ⑥ 完了届出書を提出する前に必ずすべての排水器具からの排水を確認し、未接続や誤接続がないことを確認した上で、完了届を提出すること。
検査時、未接続が確認された場合は加点の対象にもなりますので、注意をして下さい。
- ⑦ 雨水に関して
- ・合流区域でも、道路上に側溝がある場合、雨水は側溝へ流すようにして下さい。
 - ・合流区域で側溝が無い場合は、浸透枺または土砂溜を設置し、雨水系統は雨水系統で配管をまとめます。公共枺手前に臭気対策機能をもった枺を設け、公共枺へ合流するように施工してください。
- 合流区域では、雨水系統の配管も排水設備工事です。申請書には污水枺と同様に雨水枺にも測点をふって、平面図に管径・勾配・延長を記入し、縦断面図も作成して下さい。
- ・分流区域においては細心の注意を払い、雨水を下水道への誤接続の無いように確認して下さい。
 - ・分流区域において、外流しを下水道へ流入させる場合は、雨水対策を徹底して下さい。

4 融資あっ旋と利子補給に関すること

- ① 居住スペースを含まない事業所・工場等も融資あっ旋制度を利用できます。
- ・申請の際、納税証明書・印鑑証明書・改造工事費見積書の添付をお願いします。
 - ・申請者欄は、実印を使用して下さい。
 - ・金融機関の審査の過程で融資を受けられない場合があります。
- ② 融資あっ旋の申請は、排水設備工事と同時の申請でなければ受け付けられません。申請前に施主に融資あっ旋の利用希望がないか必ず確認して下さい。
- ・融資あっ旋制度を利用する際、供用開始から3年以内に下水道へ接続すると利子分を市で補給する利子補給制度もありますので、一緒に説明をお願いします。
 - ・令和7年度の貸付金利（長期プライムレート）は、2.35パーセントです。
- ③ 融資利用の際は金融機関からの可否決定までに期間（1ヶ月～2ヶ月）がかかりますので、工期はゆとりを持って設定して下さい。

5 除害施設等について

- ① 除害施設を設置する場合には工事着工前に必ず届出をして下さい。
- ・グリーストラップの容量については、グリース阻集器選定基準等に基づいた容量計算をして選定し、事前に協議をお願いします。
 - ・除害施設設置届の記入については、以下に留意して下さい。
 - ・除害施設等設置届 **2部提出**（添付書類含む）
 - ・届出書裏面の案内図・平面図は別紙でも可
 - ・添付書類：容量算定の計算書・店舗面積の根拠・グリース阻集器の構造図・除害施設等に関する確約書
 - ・届出書の表面に日平均排水量を記入
 - ・届出書の表面に処理対象項目を記入
（温度、よう素消費量、pH、BOD、SS、*ノマルヘキサン*抽出物質 動植物油類、鉱油類 等）
 - ・下水道に排水される水には排除基準があります。排除基準に満たない排水とならないようにするために除害施設を設置しているので、除害施設の管理をきちんとしていただくよう、確約書を記入していただく際には説明をお願いします。（確約書の見本は窓口や過去の事務連絡会資料に添付しています。）
 - ・グリーストラップの管理清掃については、バスケットは1日1回以上・水面に浮いた油の清掃は週1回以上・底に溜まった残さ清掃は月1回以上、これが標準の清掃頻度ですが、容量算定の方法によっては清掃頻度が変わってきます。
また、使用状況によっても必要な清掃頻度は変わってきます。
 - ・除害施設である阻集器に、油分を分解する菌又はオゾンなどを利用するばっ気装置などを設置しないで下さい。ばっ気装置が確認された場合には撤去していただきます。
- ② 沼津市ではディスポーザは原則禁止されています。
なお、社団法人日本下水道協会が作成した『下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）』に基づく評価機関により適合評価されたディスポーザ排水処理システムについては設置可能ですが、システムの設置を検討する際は、必ず事前に水道サービス課へ相談をして下さい。
ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に関する要綱がありますので、沼津市のホームページで確認して下さい。
- ③ 特定施設に該当する施設の接続工事を行う場合には、必ず特定施設の届出をして下さい。
届出には期限が決められていますので、注意して下さい。必ず事前に水道サービス課へ相談をして下さい。
（例）設置届は設置の60日前までに提出が必要です。
（特定施設に該当する施設例）自動式車両洗浄施設・クリーニング施設等

7 その他の注意事項

- ・ 竣工検査は施主の立会いの下で行うことが原則です。検査の日時は必ず申請者に伝えて下さい。
- ・ 指定工事店として、責任技術者の異動、代表者の変更、組織、商号の変更、営業所の移転などの際に異動届・変更届の提出を速やかに行うことが、沼津市排水設備指定工事店規程第9条第2項にて規定されています。この届出がされませんと、重要な連絡等ができず、場合によっては指定工事店の取消にもつながってしまいますのでご注意ください。

8 公共枿設置に関するお願い（問合せ先：下水道整備課下水道維持係 TEL055-934-4861）

① 公共枿の設置依頼について

公共枿設置依頼書を提出の上、工事をお願いします。

② 現地に公共枿が無い場合について

取付管が有る（キャップ止め）場合には、「宅内排水設備との同時施工」にご協力下さい。

③ 取付管も無い場合について

沼津市に公共枿設置を依頼する場合には、公共枿設置まで1～1.5ヶ月程度かかりますので、早めの調査・協議及び申請をお願いします。

④ 公共枿の材料支給について

公共枿の材料支給がある場合、即日お渡しできない場合も有りますので、早めの連絡をお願いします。

⑤ 公共枿の設置に対する協議について

「敷地延長や奥行きが長い」などの理由で、通常の深さでは排水設備に接続が難しい場合があります。このような時には、事前に下水道整備課に相談願います。

⑥ 公共枿の標準深さについて

公共枿の深さは、原則1m以上が標準です。それよりも浅くなる場合には、ご相談下さい。

⑦ コンクリート製公共枿についてのお願い

「コンクリート製」の公共枿は、「塩ビ製」の公共枿への交換を行っておりますので、該当する場合には、ご連絡ください。



⑧ 公道上にある公共柵に対する移設のお願い

公道上に公共柵がある場合、建物の建て替えに伴うものは、建物敷地内への移動を推奨しております。その場合には、事前に下水道整備課まで協議願います。

⑨ 工事写真について

完成後、速やかに工事写真の提出をお願いします。(配管状況や柵設置状況、深さを示した写真および、着手前・完成後の写真等)

⑩ その他

「公共柵の深さが足りない」「セットバックに伴う移設」などの場合は、原則「原因者負担」となりますので、ご認識ください。